

国立大学法人富山大学病院助教等規則

令和4年10月11日制定

令和6年3月26日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第21条第2項の規定に基づき、教育職員のうち病院助教及び病院特別助教（以下「病院助教等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医師免許 医師法（昭和23年法律第201号）（以下この条において「医師法」という。）

及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）（以下この条において「歯科医師法」という。）

に規定する医師免許及び歯科医師免許をいう。

(2) 臨床研修 医師法及び歯科医師法に規定する臨床研修をいう。

(3) 卒後臨床研修 臨床研修省令（平成14年厚生労働省令第158号及び平成17年厚生労働省令第103号）に規定する臨床研修をいう。

(病院助教等)

第3条 この規則において、病院助教等とは、学術研究部医学系に所属し附属病院に主担当として配置される教育職員で、次の各号に該当する者をいう。

(1) 病院助教とは、医師免許を有し、卒後臨床研修を修了した者で、5年以上の臨床経験を有する医師又は歯科医師のうち、博士の学位を有する者又は社会人大学院生である者とする。

(2) 病院特別助教とは、医師免許を有し、卒後臨床研修を修了した医師又は歯科医師のうち、博士の学位を有する者又は社会人大学院生である者とする。

(任期)

第4条 病院助教等の任期等は、別表のとおりとする。

(要請)

第5条 病院助教等の採用に係る学系長から学長への要請については、これを要しないものとする。

(推薦)

第6条 病院助教等の候補者を選考したときは、学系長は、所定の様式により、学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の推薦について、学術研究部会議に諮るものとし、その結果を役員会に報告するものとする。

(学系会議等への参加)

第7条 病院助教等は、原則として学系会議、教授会及び各種委員会等の構成員として大学運営には加わらないものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月11日から施行する。

附 則

この規則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職種	任期	再任の可否
病院助教	3 年	可。ただし，1 回を限度とする。
病院特別助教	2 年	可。ただし，1 回を限度とする。